

参議院議員選挙

投票は
7月29日(日)
午前7時～午後8時

任期満了に伴う参議院議員の通常選挙が、7月12日(木)に公示され、7月29日(日)に投票が行われます。今後の国政の行方を決める大事な選挙です。大切な一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。

詳しくは選挙管理委員会事務局(内線4714・4716)へ。

投票できる方

今回の選挙で投票資格のある方は、7月29日現在満20歳以上(昭和62年7月30日以前に生まれた方)で4月11日以前に東久留米市に転入届け出し、引き続き住民登録のある方です。

住所を移された方

市内転居された方
6月29日以前に転居の届け出された方「新住所地の投票所で投票してください」
6月30日以降に転居の届け出された方「前住所地の投票所で投票してください」

投票所入場整理券

(はがき)をお忘れなく
「投票所入場整理券」を郵送しますので、投票日には必ず持参してください。入場整理券を紛失した方や届かなかつた場合でも、選挙人名簿に登録された資格者であれば投票できます。投票所の係員にその旨申し出てください。期日前投票も同様です。

第5投票所(本村小学校)

は体育館での投票です
第5投票所(本村小学校)は、大規模改修工事により校舎が使用できないため、投票場所が体育館に変更となります。お間違えのないようご注意ください。

投票方法は:

先に参議院(東京都選出)議員選挙を、次に参議院(比

投票所へ行ってください

票所で投票してください
4月12日以降に東久留米市に転入届け出された方「まだ東久留米市の選挙人名簿に登録されていません。前住所地(選挙人名簿登録地)で投票してください」
転出された(される)方
東久留米市の選挙人名簿に

ご利用ください

期日前投票 不在者投票は
いずれも公示日の翌日からとなつていますのでご注意ください

選挙公報をお届けします

候補者の経歴・政見などを掲載した選挙公報を、投票日の2日前までに各世帯にお届けします。投票の参考にしてください。

例代表選出(議員選挙を行います。お間違えのないよう投票してください)
投票用紙の記載には次のことにご注意を

東京選出(薄黄色)の投票用紙には、候補者の個人名を書きます。2人以上の氏名を書いたり、氏名以外のことを書くは無効になります
比例代表選出(白色)の投票用紙には、候補者名または政党名をいづれかを書きます

開票は投票日当日午後9時からスポーツセンターで

参観を希望される方は、当日受け付けに申し出てください。なお、駐車場に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。



表1 郵便等による不在者投票ができる方

手帳・保険証区分	障害の種類等	対象等級および要介護度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	内臓機能(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	1級・3級
戦傷病者手帳	免疫機能	1級・3級
	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
介護保険被保険者証	内臓機能(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	特別項症～第3項症
	要介護状態区分	要介護5

表2 郵便等による不在者投票に該当し代理記載人による投票ができる方

手帳	障害の種類	対象等級
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

不在者投票

他の市区町村での不在者投票「出張などで市外に滞在中の方は、事前に手続きをします」
指定施設での不在者投票「都道府県選挙管理委員会が指定している病院、老人ホームなどで、入院または入所し

ている方が不在者投票することができます
郵便などによる不在者投票「身体障害者手帳または戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちで、障害や要介護度の程度が定められた等級に該当する方は、自宅などで投票用紙に記載し、これを郵送する方法により投票することができます(表1参照)。また、上肢または視覚の障害の程度が定められた等級に該当する方は、代理記載人が代わりに記載して投票できます(表2参照)。代理記載人となるには、届け出の手続きが必要となりますので、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。郵便投票を希望の方は、選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」の交付を受けてから7月25日(水)までに、所定の請求用紙で投票用紙を請求してください。証明書の申請や投票用紙の請求は、郵便や代理人でもできます。

在外選挙人名簿に登録されている方で、一時帰国した場合や日本国内に住所を移した後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、在外選挙人証を提示して国内の投票方法(選挙当日の投票、期日前投票、不在者投票)を利用し投票することができます。

在外投票

また、目の不自由な方には点字投票の制度があります(各投票所に点字器があります)。投票所(または期日前、不在者投票所)で係員に申し出てください。

代理投票・点字投票
手などが不自由で文字を書くことができない方には、投票所の係員が代理で筆記する方法として、代理投票があります。

投票所・投票区域一覧

投票区	投票所	所在地	投票区域
1	下里小学校	下里三丁目11番25号	柳窪一・四・五丁目、下里三～六丁目
2	第七小学校	滝山七丁目26番30号	柳窪二・三丁目、下里二丁目、滝山五丁目・六丁目2番・3番・七丁目21番～26番
3	西中学校	滝山二丁目3番23号	滝山一・二丁目・六丁目1番・七丁目1番～20番、前沢四丁目、八幡町三丁目2番～11番
4	第九小学校	滝山三丁目2番30号	滝山三・四丁目、前沢五丁目、弥生一・二丁目
5	本村小学校	野火止三丁目5番1号	下里一・七丁目、野火止三丁目、八幡町一丁目2番～5番
6	久留米中学校	幸町五丁目9番11号	野火止一・二丁目、八幡町一丁目1番・6番～9番、小山二～五丁目、幸町二・五丁目
7	第一小学校	中央町六丁目8番1号	前沢一丁目、八幡町二丁目・三丁目1番・12番～16番、幸町四丁目、中央町五・六丁目
8	南町小学校	南町三丁目2番23号	南町一～四丁目、前沢二・三丁目
9	第八小学校	中央町三丁目21番41号	南沢三丁目、中央町一丁目4番～7番・二丁目2番～4番・11番・12番・三・四丁目
10	第三小学校	中央町一丁目16番1号	幸町一・三丁目、中央町一丁目1番・3番・8番～19番、二丁目1番・5番～10番、本町三・四丁目
11	第五小学校	南沢四丁目6番1号	ひばりが丘団地全域、南沢四・五丁目
12	南中学校	学園町二丁目1番23号	南沢一・二丁目、学園町一・二丁目
13	浅間町地区センター	浅間町二丁目24番16号	浅間町一～三丁目
14	成美教育文化会館	東本町8番14号	小山一丁目、本町一・二丁目、東本町全域、氷川台一丁目・二丁目7番～31番
15	第二小学校	新川町一丁目14番6号	大門町一・二丁目、新川町一・二丁目
16	金山学童保育所	金山町一丁目17番1号(第六小学校内)	氷川台二丁目1番～6番・32番～40番、金山町一・二丁目
17	東久留米団地集会所	上の原一丁目4番15号	上の原一丁目
18	第四小学校	上の原二丁目1番29号	神宝町一・二丁目、上の原二丁目